



JAPSW 発第 17-363 号
2018 年 3 月 2 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
部長 宮寄雅則様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木一恵



「精神医療アドボケーター制度(仮称)」の創設に関する意見書

平素より本協会の事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申しあげます。

さて、入院中の精神障害者の意思決定支援については、障害者総合福祉推進事業において平成 26 年度「入院中の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」及び平成 27 年度「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」が実施され、公益社団法人日本精神科病院協会によって「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するアドボケーターガイドライン」が作成されています。

本協会としても、入院に係る精神障害者の意思決定支援やアドボケーター制度およびその養成のあり方には大きな関心を寄せているところです。しかし、本来的には「アドボケーター」が有する機能や役割は多岐に渡り、それは精神医療の中だけに限定されるものではないことは自明であると認識しています。アドボケーターとは、広義の意味では自分の意見や権利を上手く主張することのできない患者や障害者の代わりに、それを代弁する者のことであり、日本語での名称は、代弁者、擁護者、権利擁護者、権利擁護推進員、医療決断サポートなどと呼ばれることもあります。患者や障害者、高齢者、様々な被害者などに寄り添い、彼らの意見を聞きながら、彼らが納得いくように、周囲のスタッフや家族、行政機関などの「社会」に気持ちや思いを伝えていく役割があります。例えば、成年後見人等もその役割を担うための一制度であります、精神医療の現場では、特にそのようなアドボケーター（以下「精神医療アドボケーター」という。）の存在が必要不可欠であり、それをいつでも誰もが利用することができる仕組み、つまりは「精神医療アドボケーター制度」の創出が早急に必要であると考えています。

つきましては、平成 30 年度予算案において示されている「意思決定支援等を行う者に対する研修の実施」に関しましては、研修に係るカリキュラムやテキストの作成等に本協会として参画を希望しますとともに、研修の実施にあたっては下記の点にご留意いただきたく、ご配慮のほどよろしくお願ひ申しあげます。

記

1. 精神医療アドボケーターの定義等について

- 精神医療アドボケーターの定義は、「精神医療を受けるすべての個人が、主体的に望む暮らしについて意思表出して行動できるよう側面的に支援するとともに、本人の立場で気持ちや状況を理解し必要に応じて代弁し、権利行使を支援する者」とするべきです。
- 精神医療アドボケーターには、入院中の精神障害者に対してあらゆる意味での権利侵害がおきていないかをチェックする役割を課し、権利侵害が疑われる場合には都道府県知事等に申告することができる機能を持たせる必要があります。
- 入院している医療機関と同一法人の職員が精神医療アドボケーターの任に就くことを禁止するべきです。

精神医療アドボケーターは、精神医療の中での権利擁護を果たす機能を有すべきことから、入院医療機関や同一法人の職員がその任に就くことを禁ずることを明記すべきです。精神医療アドボケーターには、医療を受けるか否かも含めて生活の主体者である本人の自己決定を前提にする姿勢が必要であり、その上で、精神障害者の身に権利侵害を生じていることが疑われる場合には、如何なる利害にも左右されることなく、速やかに都道府県知事等に申告する機能が付与されていなければならないと考えます。しかしながら、この場合の申告が真に本人のために適切なものとなるために、精神医療アドボケーターは精神医療および精神保健福祉と関連法制度等に熟知している必要があり、申告する際にはシニアアドバイザー（精神科医療に精通する有識者）との連名を原則とするなどの規定が必要となります。

2. 精神医療アドボケーターに対する医療機関側の姿勢について

- アドボケートを担う以上は、精神医療アドボケーターと入院先医療機関の間には患者の権利等をめぐって何らかの葛藤が生じ得る可能性があります。医療機関側には、本人の精神医療に対するあらゆる感情や精神医療アドボケーターの意見を丁寧に受け止め、理解する姿勢が求められ、本人や精神医療アドボケーターを好意的に受け入れて協働していく必要があります。

3. アドボケーター養成研修について

- 精神医療アドボケーターの養成研修は最低でも2日間以上の日程で行い、受講対象者の積極的な研修内容の習得に繋がるよう、講義、ロールプレイ、事例検討、グループディスカッション等に十分な時間を確保する必要があります。具体的な研修内容としては、①「精神医療の歴史」に関する講義、②精神医療アドボケーターの役割と機能に関する説明、③精神障害者とのかかわり方や留意点等に関する、精神科医や弁護士、精神保健福祉士やピアソポーター等の関係職種によるパネルディスカッションやシンポジウム、④精神医療アドボケーターの役割や活動についての課題や疑問点等を確認するための参加者によるロールプレイや事例検討、を最低限カリキュラム

に盛り込むべきです。また、各講義の講師要件を明示すべきです。

日本や世界における精神医療の歴史、精神保健福祉法や精神保健福祉政策の変遷、国策としての精神障害者への長年にわたる隔離収容主義と現に精神科病院で起きてきた数々の不祥事や人権侵害の事実等々、精神医療アドボケーターを担う専門職は、この歴史的反省の上に立つ視点を醸成することが重要であり、その基盤があつて初めて精神医療の利用者のアドボケート機能が果たせるといえます。また、精神医療アドボケーターは本人・入院医療機関・家族などの意見を踏まえて、現在の状況を総合的に判断し、適切に本人の権利を擁護していく資質が求められます。

4. 精神医療アドボケーター制度の希望、申し込みについて

- 精神医療アドボケーターを利用する際の申し込みについては、入院または入院治療への導入が予想される精神障害者本人からの電話あるいは郵送以外に、通院・入院医療機関の精神保健福祉士を始めとした医療機関のスタッフが代行できること。また、医療機関、行政、地域援助事業者等に、精神医療アドボケーター制度について本人が利用しやすいよう積極的に周知することを義務付ける必要があります。

申請者を障害者本人のみにしてしまうと、制度利用のハードルが上がってしまう恐れがあるばかりか、自分では申請できない、あるいはそうしたことが可能な治療環境が整備されていない医療機関も少なからず存在している現状が推測できます。したがって、申請は入院医療機関の担当精神保健福祉士を始めとする医療機関のあらゆるスタッフが十分な配慮のもとに代行する必要があります。また、医療機関、行政、地域援助事業者等は、精神医療アドボケーター制度について本人が利用しやすいよう積極的に周知するとともに、時間をかけて丁寧に説明することが求められます。

5. 医療機関の受入れについて

- 制度の実施主体は本人と精神医療アドボケーターにあることを前提にし、実施方法については本人・精神医療アドボケーター・医療機関側の三者で協議して決定する必要があります。

制度の実施主体は本人と精神医療アドボケーターにあることを前提にし、医療機関は可能な限り本人の意向に沿えるよう配慮しなければなりません。したがって、実施方法については入院医療機関が一方的に指示をするのではなく、本人・アドボケーター・医療機関側の三者が対等な立場で十分な協議を重ねて決定していく必要があります。

- 精神医療アドボケーターとの面会制限は、権利侵害の上塗りであると認識し、病状が重いことを理由にして本人と精神医療アドボケーターとの面会をさせないということがあってはなりません。病状が重いなどの理由で精神医療アドボケーターとの面会

に支障を来すと判断される場合であっても、面会を確実に遂行できることを目標に、精神医療アドボケーターと医療機関が協議の上で実施方法を検討し、場合によっては病院スタッフが同席するなど精神医療アドボケーターの安全確保に最大限の配慮をするなどの調整を行う必要があると考えます。

6. 精神医療アドボケーター誓約書について

- 利用を希望する精神障害者と精神医療アドボケーターの間では契約書が交わされる必要があります。

精神医療アドボケーター制度の実施主体は本人と精神医療アドボケーターであり、制度を活用する際には両者の間での「契約」が重要であり、ここでは標準化された様式に基づき契約書が交わされている必要があります。

7. アドボケーター活動報告書について

- 医療機関への報告は、本人の同意があった場合のみとする必要があります。また、必要に応じて権利侵害に係る都道府県知事等への申告ができるようにするべきです。

通院や入院先の医療機関に相談内容を報告することを義務化すると、それを本人が意識して本音を言えないばかりか、本人にとって秘密にして欲しい事項を報告することに対して精神医療アドボケーターに倫理的葛藤が生じてしまします。精神医療アドボケーター自身が専門職としての記録を残すことは必要な業務とし、医療機関への報告については義務とはせず、本人の同意を前提とした上で、本人の治療上に必要と判断される場合のみとするべきです。一方、本人への報告については義務付けることが必要であり、面接内容を本人自身が書面で読み返すことができるように配慮することは精神医療アドボケーターの機能として欠かすこととはできません。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail : office@japsw.or.jp